

## 指導計画作成上の留意点及び配慮事項はどうか。 (概要)

### 1 指導計画作成上の留意点

指導計画作成に当たっては、学習指導要領に示す美術科の目標及び内容についての確に把握し、各学校の教育目標との関連を明らかにして、学習内容の確実な定着を図り、生徒一人一人が個性を生かして主体的・創造的に学習することができるようにすることが必要である。

### 2 指導計画作成に当たっての配慮事項

指導計画作成に当たっては、以下の事項に配慮する。

- (1) 第2の各学年の内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については相互の関連を図るようにすること。
- (2) 第2の各学年の内容の「共通事項」は表現及び鑑賞に関する能力を育成する上で共通に必要なものであり、表現及び鑑賞の各活動において十分な指導が行われるよう工夫すること。
- (3) 第2の各学年の内容の「A表現」については、(1)及び(2)と、(3)は原則として関連付けて行い、(1)及び(2)それぞれにおいて描く活動とつくる活動のいずれも経験させるようにすること。その際、第2学年及び第3学年の各学年においては、(1)及び(2)それぞれにおいて、描く活動とつくる活動のいずれかを選択して扱うことができることとし、2学年間を通して描く活動とつくる活動が調和的に行えるようにすること。
- (4) 第2の内容の「B鑑賞」の指導については、各学年とも適切かつ十分な授業時数を確保すること。
- (5) 第1章総則の第1の2及び第3章道德の第1に示す道德教育の目標に基づき、道德の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道德の第2に示す内容について、美術科の特質に応じて適切な指導をすること。